



第 24 号

発行人 小笠原 正

編集人 望月浩一郎

日本スポーツ法学会事務局

〒190-0015 東京都立川市泉町九三五番地

二二六―三〇―

総合スポーツ研究所内

電話 〇四二―五四〇―〇九二

FAX 〇四二―五四〇―一〇八九

第12回大会

テーマ

「スポーツをめぐる法と環境」

十二月十九日早稲田大学国際会議場で開催

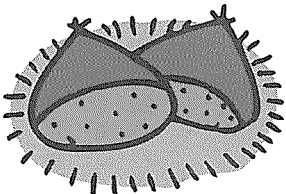
日本スポーツ法学会第一二回大会は、二〇〇四年二月一九日(日)に早稲田大学国際会議場三階第一会議室を会場にして開催される。テーマは「スポーツをめぐる法と環境」。

基調講演は司会を森川貞夫会員(日本体育大学)がとつめ、午後一三時三〇分から「登山と環境保護」をテーマにして湯浅道男会員(愛知学院大学)が行う。その後シンポジウムに移り司会を日野

一男会員(実践女子大学)と井上洋一会員(奈良女子大学)がとつめ「スポーツと環境」について水野正人氏(IOCスポーツ・環境委員長、JOCスポーツ・環境委員長)、「スポーツフィッシングと環境」について奥山文弥氏(東京海洋大学客員教授、財団法人社会スポーツセンター理事、フィッシングジャーナリスト)、「スポーツ施設と住環境 藤井寺球場ナイター設備設置差止請求事件を題材

に」について辻公雄氏(弁護士・藤井寺球場ナイター設備設置差止請求事件弁護団)が報告を行う。なお、受付は九時から開始し、午前中に司会諏訪伸夫会員(筑波大学)、佐藤千春会員(朝日大学)のもとに自由研究発表を行う。それぞれのテーマは以下の通り。「指定管理者制度」と公共スポーツ施設をめぐる問題」伊賀野明(新日本スポーツ連盟)、「商品スポーツ」の法的責任―水域・

山域・空域を実行環境とする「商品スポーツ」における法的責任の研究」中田誠(総合スポーツ研究所)、「市民マラソンの安全対策・法的問題―第8回全国市民マラソンサミットの報告から」山中鹿次(ランニングサポート)、「プロ野球再編にみる法的議論の整理」川井圭司(同志社大学政策学部)、「フランスにおける一九六五年のドーピング法の立法過程研究」齋藤健司(神戸大学発達科学部) 各氏の報告を受けた後、昼間で討論を行う。自由研究終了後、一三時から総会を開催する。司会は森川貞夫会員(日本体育大学)がとつめ会長挨拶のあと、二〇〇四年度事業報告及び二〇〇五年度事業計画案、二〇〇四年度会計報告及び二〇〇五年度予算案が討議され、今年は、理事、監事、会長の選任を行う。



夏期合同研究会

二〇〇四年度夏期合同研究会が七月二四日(土)一三時から日本体育協会で行われた。今年本学会スポーツ事故判例研究専門委員会の研究会を兼ねて開催されたテーマは「最近のスポーツ事故判例」から以下の三点について報告がされた。

「サッカー競技中の落雷事故と大会主催者の責任 土佐高校サッカー部落雷受傷事故」について宮田和信氏(鹿屋体育大学)が報告を行い、ついで「免責同意書の有効性 富士スピードウェイレース事故」について秋山誠氏(弁護士)から報告。三番目に「冬の野外生活研修会中の雪崩事故の主催者の責任 長野県山岳総合センター事件」について中島嘉尚氏(弁護士)が報告を行った。

報告の後、会場からは多くの意見が出され、土佐高校の事件については、落雷の危険性について単に不可抗力の問題として判断をした第一審判決の問題点を中心

質問が出た。なお同事件は現在高等裁判所で係争中である。富士スピードウェイ事故については、免

責同意書の問題について活発な意見が交わされた。判決で自動車レースに出場するにあたってのレーサーが提出をしなければレースに出場できない「誓約書」は、レース参加希望者に一方的に不利を課すものであり、社会的妥当性を欠き公序良俗に反し無効と判断がなされたことに対して、免責同意書の法的拘束力についての議論が交わされた。

冬の野外生活研修中雪崩事故事件については、原告側の全面勝訴となった経緯について報告がなされ、裁判所が「事前に研修場所について十分な調査を行い雪崩発生の可能性について検討協議をし雪崩による遭難事故を回避すべき注意義務」を認定したことについて質疑応答がなされた。なお、本報告については、年報第一号に報告内容が掲載される。

第三回理事会議録

日時：平成一六年七月二四日(土)
午前一一時

会場：(財)日本体育協会理事監事室
出席理事：小笠原正会長、菅原哲朗副会長、望月浩一郎事務局長、濱野吉生、浦川道太郎、佐藤千春、萩原金美、森川貞夫
委任状提出：井上洋一、中村浩爾

【審議事項】

1. 第12回大会について

・大会テーマを「スポーツにおける環境と法」とすることが確認された。

・シンポジウムの演者について、鉛の問題の釣り関係者からは承諾いただいた。

・埼玉国体のクレー射撃問題は埼玉県から断られたので、I O Cの環境問題(水野正人氏、ミズノ社長)、藤井寺球場の騒音訴訟(担当弁護士)に依頼することになった。

・浦川理事から原案が提案された。会長の選出だけでも選挙をしてはどうかという意見が出されたが、必ずしも期待通りの成果は望めない等の理由から、大筋で原案が了承された。

・原案は、若干の字句修正をし、次回理事会に提出される。

3. 入退会関係

・以下の四名の入会が承認された。仲本紹(心齋橋総合法律事務所)、小林良明(小林良明法律事務所)、豊田博昭(広島修道大学法学部)、大友良浩(飯田・栗宇、早稲本特許法律事務所)。現在の会員数は二五八名。

4. 役員人事について

・今年度限りで役員が任期満了をむかえるので、三役および各委員会委員長が中心になり、次期役員候補の検討を行うことが確認された。

5. スポーツ科学辞典

・日本体育学会より、「スポーツ科学辞典」の発行に伴う執筆者

2. 役員出規程について

の推薦依頼が来ていることが報告され、会長に一任することが了承された。

【報告事項】

6. 年報第11号の編集

・4月18日(日)に年報編集委員会が開催され、出版を担当するエイデル研究所と年報編集に關する具体的な打ち合わせが行われた。

・すでに原稿依頼を済ませ、8月31日締切で提出を待っている。

7. 夏季合同研究会

・午後1時より、予定通り開催される。

8. ADR 研究専門委員会

・5月8日(土)に岸記念体育会館2F「財日本体育協会理事・監事室」にて研究会を開催した。競技団体からも出席があり、盛況であった。



第四回理事会議録

日時：二〇〇四年九月一八日(土)

午後二時～三時三〇分

場所 岸記念体育館スポーツマン

クラブ

出席理事：小笠原正会長、菅原哲

朗副会長、望月浩一郎事務局長、

濱野吉生、萩原金美

委任状提出：井上洋一、中村浩爾、

森川貞夫、佐藤千春、諏訪伸夫、

山田二郎

【審議事項】

1. 議事録承認の件

前回議事録が承認された。

2. 第一二回大会の件

第一二回大会は、「スポーツをめぐる法と環境」をテーマに別掲のプログラム(本会報一面参照)どおりの内容で開催することが了承された。なお、五人の研究発表者希望者があり全員の発表を了承した。関連して、受付時間を九時からすることにした。

3. 次期役員の内

理事会として大会において推薦する時期役員候補について討議がなされた。

4. 入退会の件

入会者一名(佐久間大輔・東京本郷合同法律事務所)を承認した。退会者一名があったため、現在会員数は、二五八名となった。

5. 新規研究会の件

ADR研究会は、継続して行っていくことを確認し、他の研究会のあり方については三役に一任することになった。

6. 年報の件

現在までの進捗状況が報告された。八月三十一日時点で、何本かの依頼原稿が未到着であり、催促状を出していることが報告された。

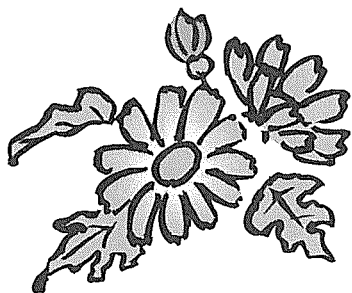
7. 会報の件

望月事務局長から準備状況が報告された。

8. 役員選出規程の件

萩原金美理事と森浩寿担当から、「会長、理事および監事等の選任等の手続に關する規定(案)」及び「会長、理事および監事等の選任等の手続に關する要綱(案)」が示され、両者とも了承された。なお、両者とも、会報に掲載することを確認した。

「第五回理事会は十月二三日、午後二時より、岸記念体育館スポーツマンクラブで開催された。議録の詳細は次号会報で掲載する。」



ADR研究専門委員会報告

ADR研究専門委員会の研究会が、五月八日(土)午後二時より岸記念体育会館で開催された。今回は、昨年からの活動を開始した日本スポーツ仲裁機構(JSA A)に関する問題と、昨年八月に成立し、今年三月一日に施行された新仲裁法に関する問題をテーマに取り上げた。

まず、早川吉尚氏(立教大学、非会員)が、「JSA Aとその仲裁判断について」と題して、JSA Aの設立までの経緯や特徴、これまでの仲裁判断について報告された。

JSA Aの設立までの経緯については、ドーピング問題との関係から日本オリムピック委員会(JOC)内に「スポーツ仲裁研究会」が設置されたこと、その後いわゆる「千葉すず事件」が起き、国内仲裁機関の必要性がより高まっ

たこと、そして、「我が国におけるスポーツ仲裁機関の設置について」と題するスポーツ仲裁研究会の報告書を受けて「日本スポーツ仲裁機構創設準備委員会」が設置され、二〇〇三年四月に機構が設立されたことなどが紹介された。

JSA Aの特徴として、財政的、組織的にJOCから独立していること、仲裁は競技団体の決定のみを対象としていること、その際、「法律上の争訟」であるか否かは問われないこと、仲裁人は原則三名で、仲裁人候補者名簿以外からも選任が可能であることなどが挙げられた。

これまでの仲裁判断について、仲裁判断が下されたものが三件、申立されたが仲裁合意に至らなかったものが二件、その他相談などが数件あったことが紹介された。そして、三件の仲裁判断につ

いて、それぞれ解説がなされた。

特に二〇〇三―一号事案では、「国内スポーツ連盟については、その運営に一定の自律性が認められ、その限度において仲裁機関は国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければならぬ。仲裁機関としては、国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、

規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、または決定に至る手続に瑕疵がある場合等において、それを取り消すことができる」とJSA Aによる仲裁判断に関する一般基準の提示があり、その後の事案の基準にもなっている」と解説された。さらに、二〇〇三―三号事案について、一号事案で示された基準に「国内スポーツ連盟の制定した自体が法秩序に違反しまたは著しく合理性を欠く場合にも、かかる規則を適用した決定

を取り消すことができる」という解釈が加わったことに特徴があると指摘された。

次に、大川宏氏(弁護士)が、「新仲裁法とスポーツ仲裁」と題して、特に法律上の争訟性に焦点を当てて報告された。

まず、問題設定として、第二東京弁護士会の仲裁センターで扱ったスポーツ紛争を事例に、センターの和解と旧仲裁法下の和解、民法上の和解の違いはあるのか、JSA Aの仲裁が新仲裁法上の仲裁に該当するのかなどを挙げられた。

JSA Aの規則では、「競技団体またはその機関がした決定」に対する不服申立を仲裁の対象としているが、新仲裁法では、「当事者が和解をすることができ民事上の紛争を対象とする場合」を対象としているとその違いを指摘された。そして、「ここでいう紛争」とは、裁判所法第三条の「法律上の争訟」を指すが、スポーツ紛争が「法律上の争訟」に該当するかどうか、平成六年八月二五日の東京地裁判決を引用しながら解説さ

れた。

次に、団体自治の権限が争われた多数の判例を資料として提示され、宗教法人に関する紛争が多く、半数以上は「法律上の争訟」性が否定されていると説明された。そして、J S A Aは、「法律上の争訟」であるか否かを問うてはいないが、「スポーツ紛争には「法律上の争訟」に該当するものとしてでないものがある」とし、団体の内部事項に関する紛争であれば新仲裁法は適用されないが、逆に「法律上の争訟」であれば、新仲裁法が適用され、解任の申立などの条項が関連してくると論じられた。また、J S A Aの規則では、「法律上の争訟」に該当する、しない場合の区別が不明確であり、不服申立や判断の取り消し、判断の執行など点で規則上の手当が必要であると言及された。

最後に、スポーツ仲裁について、仲裁の可能性、「法律上の争訟」性の解釈を拡げること今後課題の一つではないかと指摘された。

討議では、「法律上の争訟」に

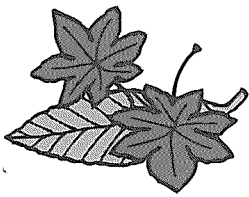
関連する問題に議論が集まった。

「法律上の争訟」に該当する、しない場合の規則化の問題や仲裁合意の問題などについて活発に意見が交わされた。また、仲裁人候補者に関連して、特に独立性・中立性の確保の点が話題になった。

今回は、研究会テーマの内容から、競技団体にも参加を呼びかけたところ、五つの団体から代表の方が参加された。団体側からは、スポーツ仲裁についての理解を広める機会が欲しいという要望や、競技団体にとってのメリットは何かといった質問が出された。

J S A Aからの情報提供によれば、現在のところ三一団体が紛争解決をJ S A Aに付託することを何らかの規則に明記しているという。まだまだその数は少なく、J S A Aが競技団体から信頼されるよう努力すると同時に、競技団体には、紛争の未然防止のための努力が求められよう。

(森浩寿 記)



人事規定

会長、理事および監事等の選任等の手続に関する規程（二〇〇四年9月18日制定）

この規程は、日本スポーツ法学会会則第11条および第14条に基づき総会において選出される会長、理事および監事の候補者の決定ならびに同第10条および第13条に基づき副会長および事務局長の委嘱に関する手続について定める。

会長、理事および監事の候補者の決定は理事会において行う。これに関する会議は、会長が招集する。会長は理事会の決定した候補者を総会に推薦する。

会長は、その委嘱した副会長および事務局長について直近の理事会および総会に報告しなければならぬ。

附則 この規程は、制定の日から施行する。

会長、理事および監事等の選任

等の手続に関する要綱（二〇〇四年9月18日理事会決定）

「会長、理事および監事等の選任等の手続に関する規程」の運用について、以下のとおり定める。

一、会長、副会長、理事、監事および事務局長（以下「役員等」という）の候補者の理事会における決定または会長による委嘱にあたっては、あらかじめ「役員等候補者検討委員会」の意見を聴かなければならない。

二、この委員会は、会長、副会長、事務局長および各委員会の長をもって構成する。

三、役員等の候補者の決定または委嘱にあたっては、地域、職域および年齢構成等に配慮しなければならぬ。

日本スポーツ法学会年報 編集規程

この規程は、日本スポーツ法学会が年1回発行する機関紙「日本スポーツ法学会年報」編集に關して、必要な事項を定める。

一、掲載する原稿は、本学会会員による未発表の、研究論文、研究ノート、調査報告、書評、文献紹介、翻訳（以下「論文等」という）、その他会員の研究活動および学界ならびに本学会の動向等に関する記事とする。ただし、編集委員会は理事会の承認を得て会員以外の依頼原稿を掲載することができる。

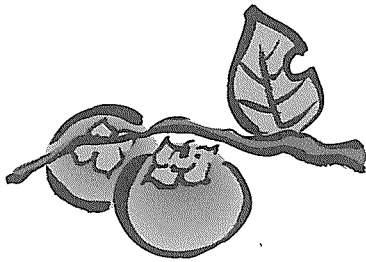
二、本年報に論文を掲載しようとする会員は、所定の「原稿執筆要領」に従い、編集事務局に送付する。

三、原稿の掲載は、編集委員会の議を経て決定する。ただし、学会大会で発表済みの論文は原則的に扱う。

四、執筆者の校正は、初校までとする。校正は、誤植の訂正程度に止め、文章、図表等の大幅な訂正、変更は認められない。

五、図版等で特定の費用を要する場合は、執筆者に負担させることがある。ただし、依頼原稿はこの適用を除外する。

事務局便り
本学会二〇〇四年の活動は以下のように行われました。一月三十一日 第一回理事会



事務局便り

本学会二〇〇四年の活動は以下のように行われました。一月三十一日 第一回理事会

二月 九日 第四回ジュニアスポーツフォーラム（大阪）

四月一〇日 第二回理事会

五月 八日 ADR研究専門委員会研究会

六月一六日 会報第二三号発行

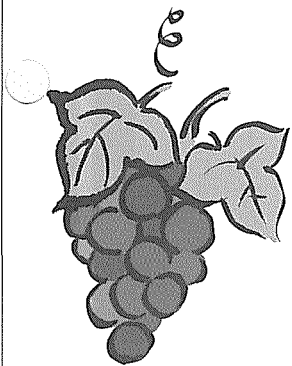
七月二四日 夏期合同研究会（事故判例研究専門委員会と共同開催）

七月二四日 第三回理事会

九月一八日 第四回理事会

一〇月二九日 会報第二四号発行

なお、年報第一号は一二月一九日の第二二回大会に発行されます。



◇国際条約・憲章・国内法令・通知通達・団体規則・諸規程など、スポーツのあらゆる局面に必要な法規資料を収録。スポーツ指導者、実務関係者、法律家必携の書◇

必携 スポーツ関係六法

スポーツ関係六法編集委員会編 2004年版B6版528頁 定価3,000円
2005年版 05年3月刊行

〈編集代表〉笠原一也（東京女子体育大学教授）・永井憲一（法政大学名誉教授）
道和本院 東京都豊島区高松2-8-6 電話03(3955)5175
URL <http://www.douwashoin.jp/>

計87事例
を掲載

¥3,150（税込） スポーツ事故判例集

ケーススタディ 改訂第4版

スポーツアクシデント

元 東京女子体育大学名誉教授

伊藤 堯 編著

（元 日本スポーツ法学会理事）

体育授業中の水泳スタート練習中での事故
夜間のスキー場で遊具用ソリで滑走中に鉄塔に衝突した事故
国際大会出場選手とトレーニングセンター会員の衝突事故
テニスクラブの会費値上げ反対デモ行進参加者への損害賠償請求
など、指導者・管理者必見の事例に法的な解説を掲載。

ハガキ/FAX/電子メールで御注文下さい。
〒105-0014港区芝2-27-8-1F 体育施設出版 版形部
FAX 03-3457-7112 E-mail: books@taiiku.co.jp

お問合せは ☎03-3457-7122 記入事項（書名/住所/購入者氏名/連絡先電話番号）